

何よりも、条例の名称で、目的・理念がわかることが必要

『男女共同参画推進』とすると、あらゆる分野において個人的認識の中に留めてしまう可能性ある。『男女共同参画社会』は、社会の有り方と社会に対しての個人の関わり方を表現している。個人的な課題が社会的課題と直結していることに気づき、誰もが社会の担い手となることが求められている。

男女共同参画基本法制定までの歴史的経緯から

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、多くの法制度（民法、婦人参政権、教育、・・・）が見直されたが、実現半端で世界に遅れをとった。その理由として、ジェンダー意識を持ったまま“男女平等”の理念だけが先行したからと考えられる。

それを民間レベルでは世界女性会議において指摘され、政府レベルではILOから勧告を受けた。こういう世界の目があって、フェミニスト運動の盛り上がりや、より実効性を求める雇用機会均等法ができた。男女共同参画社会基本法は、この動きを理念で支え補完するものである。

男女共同参画社会基本法では、“男女平等”を“男女共同参画”に置き換えたというのではなく、“男女平等”を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障する。“男女平等”を実質的に実現するためには、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち、参画ができる社会を造ることが極めて重要であるとする。

男女共同参画社会基本法での当然の前提である“男女平等”に注目して、豊川共生ネットみらいでは、【豊川市男女平等推進条例】の名称もふさわしいと考えている。

男女共同参画社会の緊急性から

社会経済が急速に変化している今の時代に、我が国が持続可能な発展の道を確認するために画一的・均質化よりは、多様化・個性化を重視した新たな価値を創造していく必要がある。このためには男女を問わず、個人がその能力と個性を発揮できる、男女共同参画社会の実現が一層緊急の重要課題となっている。21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

豊川市では、条例制定の動きが全国から見ると幾分遅れている。が、条例を持っている市町村がどれほど男女共同参画社会実現に向かって体制整備をしているかは、はなはだ疑問である。それは、現時点の社会の動きに鈍感で将来を展望する視点が明確でないからだと思われる。豊川市では時代を見通す目を養い将来社会像を真剣に考え、制定に向けてほしい。

男女共同参画社会の目的から

人権尊重 男女共同参画社会の底流にあるのは『人権尊重』であり、それを基礎として“ジェンダー平等”を達成しようとする。ここで“男女平等”とせず、“ジェンダー平等”としたのは、“ジェンダー平等”の方が“男女平等”よりも平等の主体がはっきりするからである。

ジェンダーの主流化 ジェンダーに敏感な視点をあらゆる分野に定着・深化させ、あらゆる分野の施策がジェンダーに敏感となって具体化していくことが求められている。

縛りからの解放 ジェンダーを突破口として、弱者に対するあらゆる差別からの解放

『男も・女も』の社会体制づくり 社会を男女共同参画でつくる・男女共同参画体制の社会